

平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（幹事会）

日時：平成27年9月2日（水）
13:30～15:30

場所：高松サンポート合同庁舎
1306、1307

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）平成26年度までの取り組み状況について 【資料－1】

（2）平成27年度の取り組み内容について 【資料－2】

- 1) 発注者間の連携
- 2) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等
 - ・ 整備局
 - ・ 各県部会
- 3) 今後のスケジュール

（3）積算システムのアンケート結果について 【資料－3】

（4）意見交換会

（5）その他

4. 閉 会

平成26年度までの取り組み状況について

四国地方公共工物品質確保推進協議会の取り組み状況(設立時～)

平成17年4月1日 「公共工物品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月12日
四国地方公共工物品質確保推進協議会設立
(略称：四国品確協)

<メンバー> 整備局、4県、4市
 <目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
 発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
 →公共工物品質確保の推進及び発注者支援に寄与

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充(11国の機関、3特殊法人、4県、95市町村)

毎年度
協議会(幹事会)
を開催
協議会=6回、幹事会=7回

<会議での主な内容>
 (1)総合評価方式の導入・拡大等
 (2)発注者支援の具体的な施策展開
 (3)地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
 (4)協力体制の強化のために関係機関との連携
 (5)その他前条の目的を達成するために必要な事項

四国品確協の活動
品確法に基づく取り組み

平成26年6月4日 「公共工物品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(公布・施行)

現在及び将来にわたる公共工物品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進

平成26年7月16日 四国品確協 幹事会 開催

平成26年9月30日 「公共工物品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)」(閣議決定)

平成27年1月26日 四国品確協 協議会 開催

品確法第22条「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針) (1/30策定)

四国品確協 各県部会発足 2/12徳島県、2/2香川県、2/4愛媛県、2/5高知県

平成27年4月1日 品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

平成27年度 各県部会開催 5/20徳島県、5/18香川県、7/10愛媛県、7/23高知県

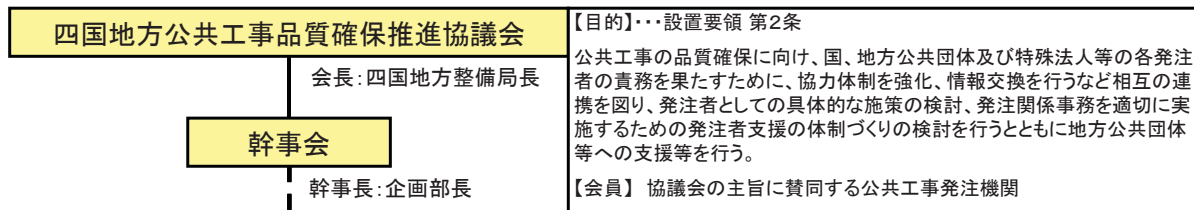
改正品確法第二十二条に基づく
運用指針の策定運用指針の
運用開始

各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施

これまで各県の既存協議会等を活用して、自治体発注担当者等を対象に、四国地整より公共工事の品質確保推進に関する必要な情報提供・意見交換、県からは入札契約制度の県の取組等についての説明を実施。



H26.7.16 四国品確協 幹事会



<p>徳島県 公共工事品質確保支援連絡会議</p> <p>【目的】…設置要綱第1条 徳島県内の市町村が実施する公共工事の品質確保を支援するため、公共工事品質確保支援連絡会議を設置する。</p> <p>【組織】 徳島県、市町村、(財)徳島県建設技術センターで構成。 会長: 県土整備部長 副会長: 市町村から2名選出</p>	<p>香川県 香川県公共工事契約業務連絡協議会</p> <p>【目的】…規約第2条 公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、発注機関相互の連絡等を行うとともに必要な調査研究等を行い、もって公共工事に関する契約業務の適正な執行に寄与する。</p> <p>【会員】 本会目的に賛同した香川県、市町の契約業務関係・主管課長。 会長: 県土木部土木管理課長 副会長: 市町村から幹事の互選</p>	<p>愛媛県 愛媛県技術管理等連絡会議</p> <p>【目的】…設置要領 第2条 公共工事の品質確保に向け、県や市町村における各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討や支援等を行う。</p> <p>【会員】 愛媛県、本会の趣旨に賛同する市町の建設担当(部)課長 会長: 県土木部管理局技術監</p>	<p>高知県 高知県公共工事契約業務連絡協議会</p> <p>【目的】…規約 第2条 公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整等を行うとともに、必要な調査研究等を行い、もって契約業務の適正な執行に寄与する。</p> <p>【会員】 高知県、本会の目的に賛同した市町村の契約業務主管課長 会長: 県土木部建設管理課長 副会長: 幹事の互選</p>
--	---	---	--

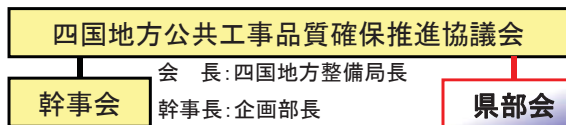
四国地方公共工事品質確保推進協議会(略称:四国品確協) 設置要領の改正

◆改正品確法の主旨を反映した目的に改正(【目的】第2条、【業務】第3条)

要領改正:平成27年1月26日施行

◆発注者間の連携を一層強化するため、協議会に『県部会』を設置(【県部会】第7条)

<p>【目的】…第2条 本協議会は、<u>現在及び将来の</u>公共工事の品質確保と<u>その担い手の中長期的な育成及び確保を図るため</u>、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たす<u>ことを目的として</u>、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に<u>緊密な</u>連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。</p> <p>【会員】 協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関</p>
<p>【業務】…第3条 (1)各発注者の発注関係事務の実施状況の把握 (2)発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整 (3)発注者共通の課題への対応や各種施策の推進 (4)地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理</p>
<p>【県部会】…第7条 第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会(以下「県部会」という)を置く。 2 県部会に、部会長を置く。 3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。</p>



<p>徳島県部会 部会長: 徳島県土整備部長 (H27.2.12発足) 代表事務所: 徳島河川国道事務所、小松島港湾・空港整備事務所</p>
<p>香川県部会 部会長: 香川県土木部長 (H27.2.2発足) 代表事務所: 香川河川国道事務所、高松港湾・空港整備事務所</p>
<p>愛媛県部会 部会長: 愛媛県技術監 (H27.2.4発足) 代表事務所: 松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所 大洲河川国道事務所</p>
<p>高知県部会 部会長: 高知県土木技術監 (H27.2.5発足) 代表事務所: 高知河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所 中村河川国道事務所</p>

連携

①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施

各 県 会 議＝徳島県：H26. 4.30 香川県：H26. 5.28 愛媛県：H26. 8.20 高知県：H26. 9.5
 骨子案説明会＝徳島県：H26.11. 5 香川県：H26.10.16 愛媛県：H26.10.20 高知県：H26.10.21

臨場

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進

整備局	・ 7～ 9月 臨場31名(10自治体) 15工事	自治体支援A	各県	・徳島県：12市町37名 ・愛媛県： 8市町27名	合計	29市町村 107名
	・10～12月 臨場10名(4自治体) 6工事					
	・ 1～ 2月 臨場2名 (1自治体) 1工事					
	・ 1～ 2月 (1自治体) 1工事					
		自治体支援B				

研修

③国・県等の既存研修制度等の活用推進

主催者以外への研修参加者数 合計 500名
 徳島県：128名(3研修等)、香川県：69名(3研修)、愛媛県：209名(3研修)、高知県：30名(1研修)、整備局：64名(14研修等)

派遣

④国・県の職員等を学識経験者として活用推進

各県	県職員を学識経験者として派遣した市町村	整備局	国職員を派遣	合計	28自治体
	徳島県：7市町、香川県：6市町、愛媛県：9市町、高知県：4市町村		2自治体		

キャラバン

⑤国と県による市町村キャラバンの実施等

平成26年度は、運用指針の説明会(骨子イメージ案：四国全体、骨子案：各4県)として実施。

施工確保

⑥公共事業の円滑な施工確保対策の実施(不調不落対策)

・発注見通しの公表・・・H26.5 4県・国(整備局)のHP相互リンク開始 H27.1 左記+市町村、国、特殊法人も一部HPリンク開始
 ・入札不調・不落状況の把握・・・随時や定期的(毎月)、『四国ブロック不調不落対策ホットライン』として不調・不落情報の報告

総合評価

①総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆総合評価落札方式の実施要綱を策定
 (総合評価落札方式での発注ができる市町村)..... 四国全体 95%(90自治体)
- ◆市町村の総合評価落札方式実施状況
 総合評価方式の累積実施 四国 85.3%(81自治体) 全国(62.5%)よりも導入率は高い
 総合評価方式の単年度(H26)実施 四国 43.2%(41自治体) 平成23年度から40%台で横ばい

低入価格

②低入札価格調査制度の適用(市町村)

- ◆低入札価格調査制度を適用市町村..... 四国全体 36%(34市町村)

予定価格

③予定価格の事後公表状況(市町村)

- ◆予定価格の事後公表が行われている市町村..... 四国全体 43%(41市町村)
 ※H24年度と変わっていない。

成績評定

④工事成績評定の実施状況(市町村)

- ◆工事成績評定の実施 四国全体 66% (63市町村)
- ◆成績評定の活用
 企業評価..... 成績評定実施市町村の約半分・・・全体の33%
 技術者評価・・・成績評定実施市町村の約1割・・・全体の4%

平成27年度の取り組み内容について

平成27年度の取り組み内容について

平成27年1月26日協議会資料

・協議会(平成27年1月26日開催)の下記実施方針に基づき、平成27年度の取り組み内容(案)を策定。

協議会の実施方針

1. 公共工事の品質確保の促進に向けた取組

○現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。

2. 発注者間の連携

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- ②発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ③発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- ④現在までの取組を継続又は拡充
 - ・発注見通し情報の共有
 - ・入札不調・不発状況の把握
 - ・四国ブロック不調不発対策ホットラインによる情報交換

3. 地方公共団体等への発注関係事務の支援等

○地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

- ・工事検査・成績評定の臨場の活用
- ・国・県等の既存研修制度の活用
- ・国・県の職員等を学識経験者として活用
- ・国と県による市町村との意見交換の実施等
- ・品質確保関係相談窓口(国・県)の活用
- ・外部からの支援体制の活用

※下線は現在までの取組を継続又は拡充

1) 発注者間の連携

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、**見積りを活用**することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議**等を行う**会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

発注者間の連携（発注関係事務の実施状況の把握）

- ・平成27年1月30日に策定された「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施するため、取り組むべき事項を整理。
- ・地域発注者協議会（四国品確協）を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握する。
- ・調査結果から課題を明らかにし改善策・支援策を検討。

◆必ず実施すべき事項

大項目 小項目	工事	業務	備考
予定価格の適正な設定			
最新の積算基準の適用	○	○	
最新の労務【技術者】単価等の適用（年度途中に改定があった場合は見直す）	○	○	
適正な工期の設定（週休2日の確保等不稼働日等考慮）	○	○	
歩切りの根絶	○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	○	○	工事は品確協継続取り組み
予定価格の原則事後公表	○	○	工事は品確協継続取り組み
適切な設計変更			
施工条件の変化等に応じた適切な設計変更【精算変更の実施】	○	○	
発注者間の連絡体制の構築			
発注関係事務の実施状況の把握	—	—	協議会にて調査

平成27年度第2回県部会までに実施状況を把握予定

【 】は業務

◆実施に努める事項

大項目
工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
発注や施工時期の平準化
見積りの活用
受注者との情報共有、協議の迅速化
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 ※

平成27年度第2回県部会で議論し、平成28年度第1回県部会で把握項目を確定する予定

※完成後の施工品質の確認及び評価のあり方を国で検討中

発注者間の連携（発注関係事務の実施状況の把握）

<四国品確協把握方針(案)>

- ・工事、業務について、運用指針の「必ず実施すべき事項」の平成27年度実施状況を次の県部会までに把握する。
- ・「実施に努める事項」については、次の県部会で議論し、平成28年度第1回県部会で把握項目を確定する。
- ・平成28年度からは、各発注者が自ら取り組み目標を設定し、実施（達成）状況を把握。
- ・統一の調査様式を用い各発注者が自ら確認。
- ・情報の取り扱い：公表

様式のイメージ(H27)

機関名	大項目								
	小項目			小項目			小項目		
	実施状況	その他（実施状況に変わる取り組みがあれば記載）	備考	実施状況	その他（実施状況に変わる取り組みがあれば記載）	備考	実施状況	その他（実施状況に変わる取り組みがあれば記載）	備考

発注者間の連携（発注関係事務の実施状況の把握）

実施状況の凡例（H27）

記号	内容	説明
◎	実施済み	過年度より本格的に実施済みであり、当該年度にも継続して実施予定の場合に選択
○	実施予定	1. 過年度に実施がなく、当該年度に本格的に実施予定の場合 2. 過年度に一部実施（試行）済みであり、当該年度より本格的に実施の場合に選択
□	一部実施	当該年度に一部のみ実施（試行）の場合に選択
△	実施検討中	当該年度に実施する予定がなく、実施に向けた検討を行う場合に選択
—	実施予定無し	当該年度に実施する予定がない、該当が無い場合に選択

※実施の考え方

- ・〇〇万円／件以上の工事「原則全て」等、対象工事全件に適用する場合→「◎：実施済み」、「○：実施予定」
- ・〇〇万円／件以上の工事のうち〇〇件程度等、一部案件に適用する場合→「□：一部実施」
- ・試行的に〇〇件程度実施又は実施予定→「□：一部実施」
- ・実施予定無しを選択した場合、該当案件が無い場合は備考欄に「該当案件無し」と記載

2-5

発注者間の連携（発注関係事務の実施状況の把握）

様式のイメージ（H28）

機関名	大項目											
	小項目				小項目				小項目			
	H28年度 目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考	H28年度 目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考	H28年度 目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考

2-6

発注者間の連携(発注関係事務の実施状況の把握)

実施目標の凡例(H28)

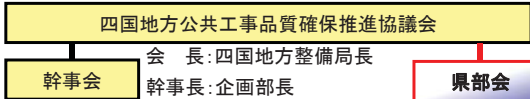
記号	内容	説明
◎	実施済み	過年度より本格的に実施済みであり、当該年度にも継続して実施予定の場合に選択
○	実施予定	1.過年度に実施がなく、当該年度に本格的に実施予定の場合 2.過年度に一部実施(試行)済みであり、当該年度より本格的に実施の場合に選択
□	一部実施	当該年度に一部のみ実施(試行)の場合に選択
△	実施検討中	当該年度に実施する予定がなく、実施に向けた検討を行う場合に選択
—	実施予定無し	当該年度に実施する予定がない、該当が無い場合に選択

※実施の考え方
 ・〇〇万円/件以上の工事「原則全て」等、対象工事全件に適用する場合→「◎:実施済み」、「○:実施予定」
 ・〇〇万円/件以上の工事のうち〇〇件程度等、一部案件に適用する場合→「□:一部実施」
 ・試行的に〇〇件程度実施又は実施予定→「□:一部実施」
 ・実施予定無しを選択した場合、該当案件が無い場合は備考欄に「該当案件無し」と記載

実施状況の凡例(H28)

記号	内容	説明
○	実施	目標が達成された場合に選択
△	一部実施	目標の一部が達成された場合に選択(実施目標で実施予定無し以外を選択した場合)
×	実施無し	1.実施目標で実施予定無しを選択した場合 2.目標設定したが達成出来なかった場合

発注者間の連携(県部会)



徳島県部会 部会長: 徳島県土整備部長
 (H27.2.12発足) 代表事務所: 徳島河川国道事務所、小松島港湾・空港整備事務所

香川県部会 部会長: 香川県土木部長
 (H27.2.2発足) 代表事務所: 香川河川国道事務所、高松港湾・空港整備事務所

愛媛県部会 部会長: 愛媛県技術監
 (H27.2.4発足) 代表事務所: 松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所
 大洲河川国道事務所

高知県部会 部会長: 高知県土木技術監
 (H27.2.5発足) 代表事務所: 高知河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所
 中村河川国道事務所

協議会実施方針: 発注者間の連携

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- ②発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ③発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- ④現在までの取組を継続又は拡充→発注見直し情報の共有、入札不調・不発状況の把握、四国ブロック不調不発対策ホットラインによる情報交換

平成27年度 県部会開催状況

【徳島県部会】

- 開催日 H27.5.20
- 参加団体数26団体、参加者数52人
- 主な内容
 - 発注関係事務の適切な実施に向けて
 - ・公共工事の品確推進に係る取り組みについて
 - ・発注関係事務の実施状況
 - 情報提供
 - ・積算(施工パッケージ型積算方式)
 - ・公共工事の情報化
 - ・入札、契約制度改正
 - ・工事検査
 - ・担い手育成等
 - ・技術支援等業務

【香川県部会】

- 開催日 H27.5.18
- 参加団体数19団体、参加者数42人
- 主な内容
 - 平成27年度香川県部会の活動について
 - 周知事項
 - ・公共工事の品確推進に係る取り組みについて

【愛媛県部会】

- 開催日 H27.7.10
- 参加団体数22団体、参加者数51人
- 主な内容
 - 愛媛県部会の設置要領について
 - 平成27年度取組方針(案)について
 - 公共工事の品確推進に係る取り組みについて
 - その他、意見情報交換
 - ・総合評価落札方式の実施状況について
 - ・提案課題について
 - ・委託業務に関する取組について
 - ・工事成績評価システムについて

【高知県部会】

- 開催日 H27.7.23
- 参加団体数36団体、参加者数50人
- 主な内容
 - 発注関係事務の適切な実施に向けて
 - ・公共工事の品確推進に係る取り組みについて
 - ・発注関係事務の実施状況、平成27年度取組方針(案)
 - 意見交換

2) 地方公共団体等への発注関係事務の支援

発注関係事務の支援(整備局)

<工事検査・成績評定の臨場>

公共工事の品質確保推進を図るため、自治体における発注関係事務担当者の専門的知識・技術力向上に資することを目的として工事検査・成績評定への臨場を実施。

<内容>

1)自治体支援A【直轄工事検査・成績評定への臨場】

発注関係事務を担当する自治体職員を対象に、直轄の工事検査(書面及び現地)に臨場していただき、検査の手順、検査のポイント等を習得してもらう。

2)自治体支援B【自治体工事検査・成績評定への臨場】

自治体発注工事の検査現場に国交省の検査担当職員が臨場し、検査終了後に工事検査、成績評定に係わる助言を行う。

実施予定時期:平成27年7月～平成28年2月

(平成27年8月20日現在 10団体 延べ42名申し込み)

基本的な検査の流れ



臨場者は、検査官の周りで工事検査の状況を見ながら、「考査項目別運用表」を記入。



発注関係事務の支援(整備局)

品確法運用指針に関する相談窓口の設置について

H27.1.30 運用指針(解説資料)P13 発注者の体制整備等に向けた取組より「国は、…相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応。」

・運用指針の内容に関する**問合せ**や発注関係**事務の運用に関する相談**に応じるため、「**品確法運用指針に関する相談窓口**」を下記に設置。

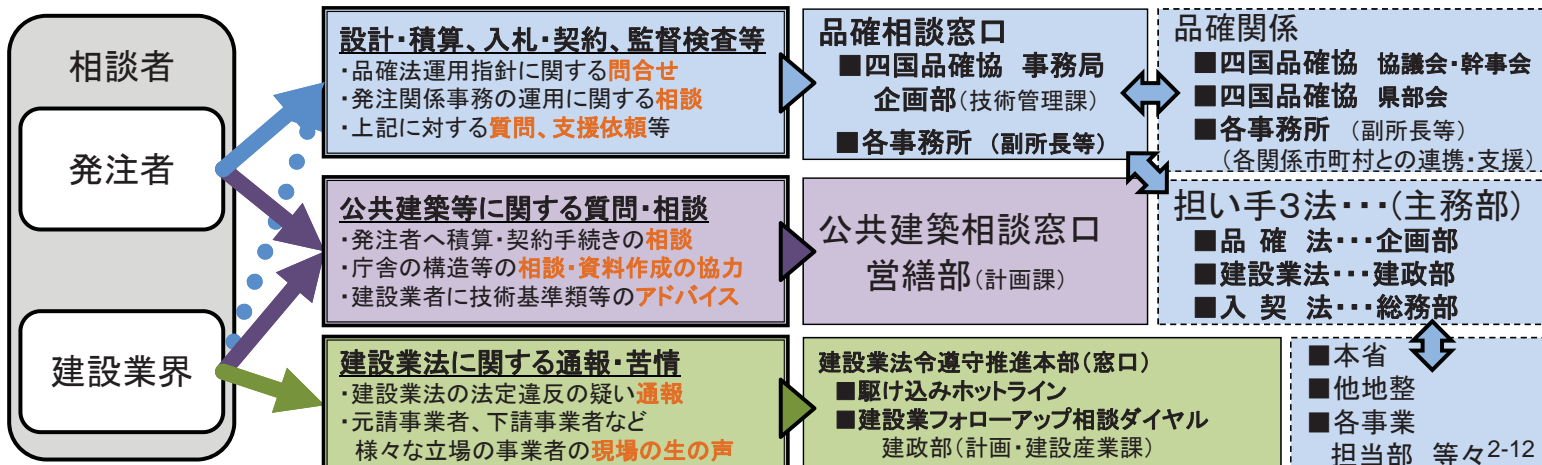
- ◆四国全体＝四国地方整備局 企画部技術管理課(四国地方公共工物品質確保推進協議会【四国品確協】事務局)
- ◆ // 各県＝四国地方整備局 出先事務所等(従来の総合評価支援窓口 → 品確支援窓口として設置)
- ◆業界団体＝四国地方整備局 企画部技術管理課(四国地方公共工物品質確保推進協議会【四国品確協】事務局) → メール受付を基本とする。

品確相談窓口での対応について

- ・相談窓口寄せられた**問合せ**や**相談**に対しては、
 - ◆指針の内容についての**解説**
 - ◆発注関係事務の**取組事例**、**参考情報**を提供

- ・窓口寄せられた**内容の取扱い**については、内容によっては
 - ◆四国品確協、幹事会、県部会等、内容に応じて**発注者間で共有**
 - ◆寄せられた内容を踏まえた発注者間での連携による**各種施策を推進**、市町村等の発注者に対する**必要な支援**も実施
 - ◆内容に応じて、各地方整備局等でも共有

対応イメージ(案)



発注関係事務の支援(整備局)

品確相談窓口

組織	事務所等窓口	住所	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
四国地方整備局	四国 企画部技術管理課	〒760-8554 高松市 サンポート3番33号	技術検査官	087-851-8061	087-811-8412	skr-hinkaku@mlit.go.jp	
	徳島県	徳島河川国道事務所	〒770-0803 徳島市上吉野町3-35	副所長(技) 工事品質管理官	088-654-2211		088-654-9051
		那賀河川事務所	〒774-0011 阿南市領家町室ノ内390	副所長(技)	0884-22-6461		0884-22-6451
		四国山地砂防事務所	〒779-4806 三好市井川町西井川68-1	副所長(技) 事業対策官	0883-72-5400		0883-72-5741
		小松島港湾・空港整備事務所	〒773-0001 小松島市小松島町字新港9-14	副所長(技)	0885-32-3356		0885-35-0010
		香川河川国道事務所	〒760-0066 高松市福岡町4-26-32	副所長(技) 工事品質管理官	087-821-1561		087-821-1726
	香川県	四国技術事務所	〒761-0121 高松市牟礼町牟礼1545	副所長(技)	087-845-3135		087-845-3998
		高松港湾・空港整備事務所	〒760-0011 高松市浜ノ町72-9	副所長(技)	087-851-5522		087-826-1210
		松山河川国道事務所	〒790-0056 松山市土居町797-2	副所長(技) 工事品質管理官	089-972-0034		089-972-8056
	愛媛県	大洲河川国道事務所	〒795-0054 大洲市中村210	副所長(技)	0893-24-5185		0893-24-2059
		山鳥坂ダム工事事務所	〒797-1505 大洲市脇川町予子林6-4	副所長(技)	0893-34-3000		0893-34-3358
		野村ダム管理所	〒797-1212 西予市野村町野村8-153-1	管理所長	0894-72-1211		0894-72-3895
		松山港湾・空港整備事務所	〒791-8058 松山市海岸通2426-1	副所長(技)	089-951-0161		089-946-8010
	高知県	高知河川国道事務所	〒780-8023 高知市六泉寺町96-7	副所長(技) 工事品質管理官	088-833-0111		088-832-0429 088-833-9309
		中村河川国道事務所	〒787-0015 四万十市右山2033-14	副所長(技)	0880-34-7301		0880-34-7336
		中筋川総合開発工事事務所	〒788-0783 宿毛市平田町戸内1692-1	副所長(技)	0880-66-0142		0880-66-1435
		土佐国道事務所	〒780-0055 高知市江陽町2-2	副所長(技)	088-884-0359		088-885-1603
		大渡ダム管理所	〒781-1802 吾川郡仁淀川町高瀬3815	管理所長	0889-32-2120		0889-32-1127
高知港湾・空港整備事務所		〒781-0113 高知市稚崎874	副所長(技)	088-847-3511	088-837-3001		

公共建築相談窓口

組織	事務所等窓口	住所	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
四国地方整備局	営繕部計画課	〒760-8554 高松市 サンポート3番33号	課長補佐	087-851-8061	—	skr-keikaku@mlit.go.jp

建設業法令遵守推進本部(窓口)

組織	事務所等窓口	住所	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
四国地方整備局	■ 駆け込みホットライン 建設部(計画・建設産業課)	〒760-8554 高松市 サンポート3番33号	建設専門官	ナビダイヤル 0570-018-240	ナビダイヤル 0570-018-241	kakekomi-hl@mlit.go.jp
四国地方整備局	■ 建設業フォローアップ相談ダイヤル 建設部(計画・建設産業課)	〒760-8554 高松市 サンポート3番33号	—	ナビダイヤル 0570-004976	—	hat-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

発注関係事務の支援(整備局)

<自治体の総合評価を支援する担当者>

- ・自治体からの依頼に基づき、総合評価方式における学識経験者への意見徴収に、職員を学識経験者として派遣する支援を実施。

四国地方整備局の各事務所連絡先等

平成27年4月1日現在

対象地域	事務所名	役職名称	住所	電話番号
徳島県	徳島河川国道事務所	副所長	徳島市上吉野町3丁目35	(088)654-2211
		工事品質管理官		
	那賀河川事務所	副所長	阿南市領家町室ノ内390	(0884)22-6461
		事業対策官		
	四国山地砂防事務所	副所長	三好市井川町西井川68-1	(0883)72-5400
		事業対策官		
吉野川ダム統合管理事務所	—	三好市池田町字西山谷尻4235-1	(0883)72-3000	
小松島港湾・空港整備事務所	副所長	小松島市小松島町字新港9-14	(0885)32-3356	
香川県	香川河川国道事務所	副所長	高松市福岡町4-26-32	(087)821-1561
		工事品質管理官		
	四国技術事務所	副所長	高松市牟礼町牟礼1545	(087)845-3135
高松港湾・空港整備事務所	副所長	高松市浜ノ町72-9	(087)851-5522	

対象地域	事務所名	役職名称	住所	電話番号
愛媛県	松山河川国道事務所	副所長	松山市土居町797-2	(089)972-0034
		工事品質管理官		
	大洲河川国道事務所	副所長	大洲市中村210	(0893)24-5185
	山鳥坂ダム工事事務所	副所長	大洲市脇川町予子林6-4	(0893)34-3000
	野村ダム管理所	管理所長	西予市野村町野村8-153-1	(0894)72-1211
松山港湾・空港整備事務所	副所長	松山市海岸通2426-1	(089)951-0161	
高知県	高知河川国道事務所	副所長	高知市六泉寺町96-7	(088)833-0111
		工事品質管理官		
	中村河川国道事務所	副所長	四万十市右山2033-14	(0880)34-7301
	中筋川総合開発工事事務所	副所長	宿毛市平田町戸内1692-1	(0880)66-0142
	土佐国道事務所	副所長	高知市江陽町2-2	(088)884-0359
	大渡ダム管理所	管理所長	吾川郡仁淀川町高瀬3815	(0889)32-2120
高知港湾・空港整備事務所	副所長	高知市稚崎874	(088)847-3511	

発注関係事務の支援(整備局)

<実地研修の聴講生の受け入れ>

- ・平成27年度実施研修についても、以下のとおり聴講生の受け入れを予定。
- ・例年3月に自治体研修部局宛に実施研修に聴講生の受け入れを照会。

研 修	研修期間
初任監督員	4月20日 ~ 4月24日
監督検査技術	5月11日 ~ 5月14日
機械技術(初級)	5月18日 ~ 5月22日
土砂災害対応	5月25日 ~ 5月27日
設計積算技術	6月15日 ~ 6月19日
道路行政マネジメント	※隔年7月6日 ~ 7月9日
道路技術(構造物設計)	※隔年7月13日 ~ 7月17日
土地収用(事業認定)	※隔年7月27日 ~ 7月29日
道路構造物管理実務者研修(橋梁初級Ⅱ)	8月3日 ~ 8月7日
建設業行政	8月31日 ~ 9月3日
総合マネジメント	9月2日 ~ 9月4日
用地事務Ⅱ	※隔年9月7日 ~ 9月11日
道路構造物管理実務者研修(トンネル初級)	9月14日 ~ 9月16日
コミュニケーション	9月28日 ~ 9月30日
港湾技術者	※隔年10月1日 ~ 10月2日
危機管理	10月13日 ~ 10月16日
まちづくり・景観	10月19日 ~ 10月23日
総合計画	10月26日 ~ 10月30日
維持管理技術(河川・ダム)	11月9日 ~ 11月13日
河川計画	※隔年11月16日 ~ 11月20日
道路構造物管理実務者研修(橋梁初級Ⅰ)	11月24日 ~ 11月27日

研修場所:四国地方整備局研修所(高松市牟礼町牟礼1545)

2-15

発注関係事務運用のアンケートについて

<「発注関係事務の運用に関する指針」に関するアンケート>

- ・運用指針の「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」の発注関係事務の実施にあたり、国、県からの支援を依頼したい項目について市町村に照会。

調査様式

【設問. 1】 運用指針の「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」の発注関係事務の実施にあたり、国、県からの支援を依頼したい項目に○をつけてください。(複数回答可)

番号	「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」	回答
①	予定価格の適正な設定	
②	歩切りの根絶	
③	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	
④	適切な設計変更	
⑤	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	
⑥	発注や施工時期の平準化	
⑦	見積りの活用	
⑧	受注者との情報共有、協議の迅速化	

【設問. 2】 設問. 1の国、県からの支援を望む理由、問題(悩みや困っている点)について、記載下さい。

番号	
内容	

【設問. 3】 設問. 2の問題解決のために国・県に支援を依頼したい内容について記載下さい。

番号	
内容	

2-16

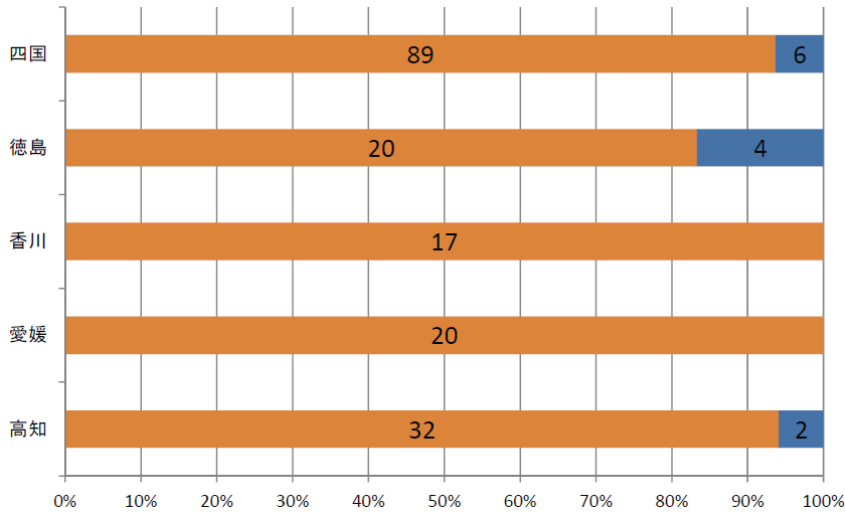
発注関係事務運用のアンケート結果について

回答者の属性について

所属する地方自治体

○市町村	89/95	団体	(回収率 94%)
徳島県	20/24	団体	(回収率 83%)
香川県	17/17	団体	(回収率 100%)
愛媛県	20/20	団体	(回収率 100%)
高知県	32/34	団体	(回収率 94%)

各県アンケートの回答率



アンケート中の支援依頼の有無について

県名	支援依頼有	支援依頼無
徳島	11	9
香川	11	6
愛媛	7	13
高知	3	29
計	32	57

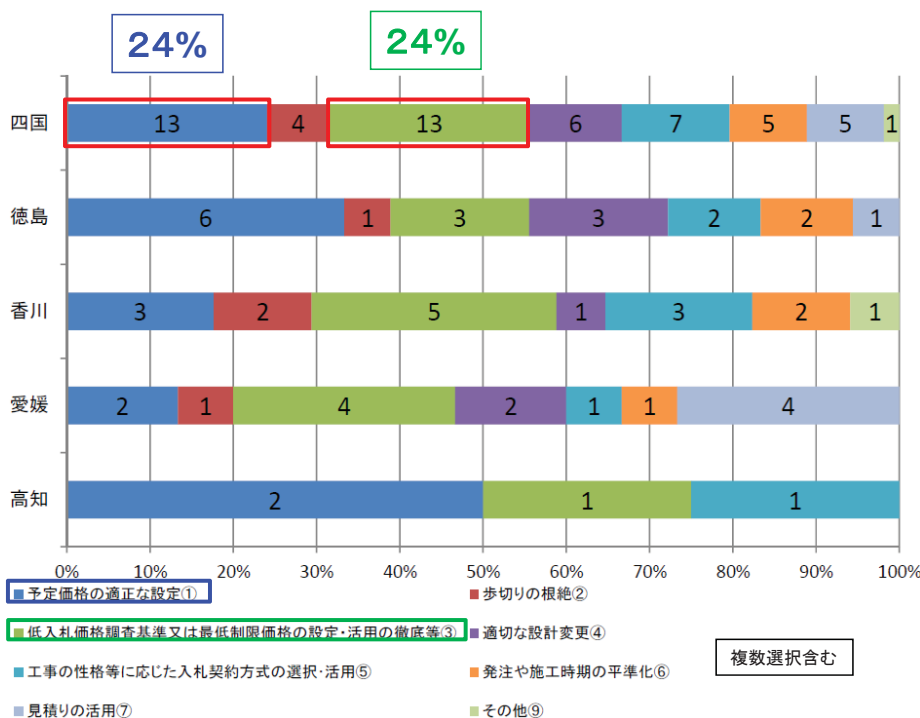
単位:団体

2-17

発注関係事務運用のアンケート結果について

設問1 国、県からの支援を依頼したい項目について

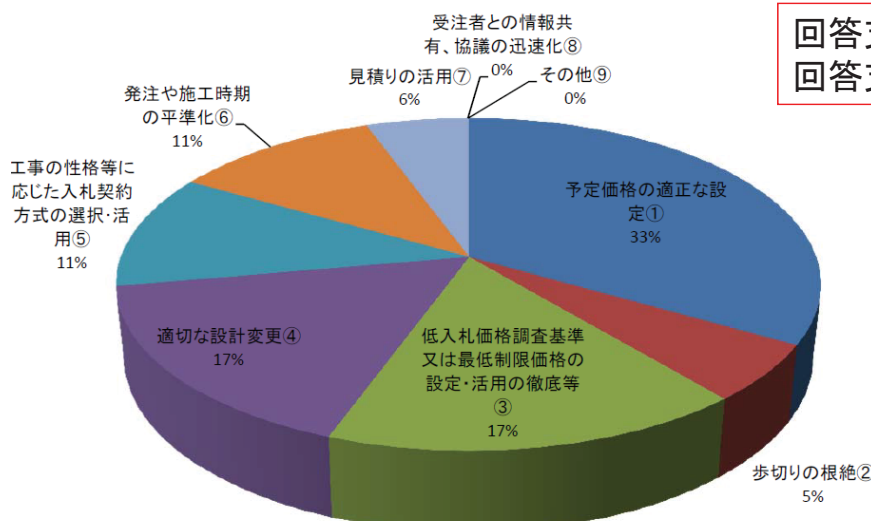
○支援を依頼したい項目について、予定価格の適正な設定と低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等が最も多く**24%**。



発注関係事務運用のアンケート結果について

国、県からの支援を依頼したい項目について (徳島県)

回答支援依頼有 11団体
回答支援依頼無 9団体



【市町村の意見】

① 予定価格の適正な設定

- ・引き続き、設計単価の改定に合わせたデータの提供等
- ・土木工事以外の基準書や積算の運用についての情報提供
- ・適切な工期の算出方法について、判断出来るような助言や基準等
- ・見積価格の妥当性の判断について判断出来るような助言や基準等があれば頂きたい
- ・国土交通省の基準だけでなく地方版の経費率を作成して欲しい

② 歩切りの根絶

- ・予定価格の端数処理について、判断出来るような助言や基準等があれば頂きたい

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

- ・要綱の制定について
- ・最低制限価格の設定変更の動向についての情報提供

④ 適切な設計変更

- ・変更時の見積もり徴収のやり方について、判断出来るような助言や基準等

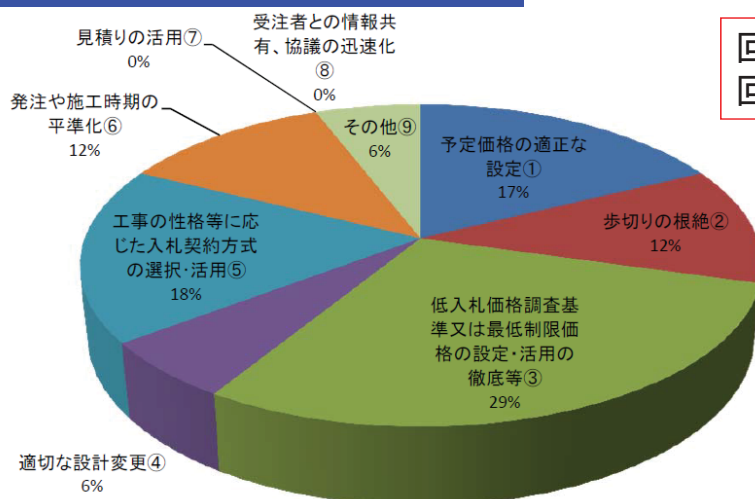
⑥ 発注や施工時期の平準化について

- ・補助金の交付時期を早めて欲しい

発注関係事務運用のアンケート結果について

国、県からの支援を依頼したい項目について (香川県)

回答支援依頼有 11団体
回答支援依頼無 6団体



【市町の意見】

① 予定価格の適正な設定

- ・契約書や施工体制台帳等標準的な雛形やそのチェックポイント等
- ・予定価格決定方法を明確にしてほしい
- ・公共建築工事の適性かつ計画的な推進と事業費の確保

② 歩切りの根絶

- ・契約書や施工体制台帳等標準的な雛形やそのチェックポイント等
- ・設計工事価格に応じた、金額まるめを明確にしてほしい

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

- ・最低制限価格による入札が増加していることから、計算方法の見直しなど、何らかの対策を希望する。

④ 適切な設計変更

- ・契約書や施工体制台帳等標準的な雛形やそのチェックポイント等
- ・最低制限価格を設定した上での価格競争のみの契約で、これまでに生じた問題事例・事案内容の提供

- ・土木、建築、設備工事について、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定方法について

④ 適切な設計変更

- ・契約書や施工体制台帳等標準的な雛形やそのチェックポイント等

⑤ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- ・契約書や施工体制台帳等標準的な雛形やそのチェックポイント等

⑥ 発注や施工時期の平準化

- ・簡単に適正な工期を設定できる手順の提供

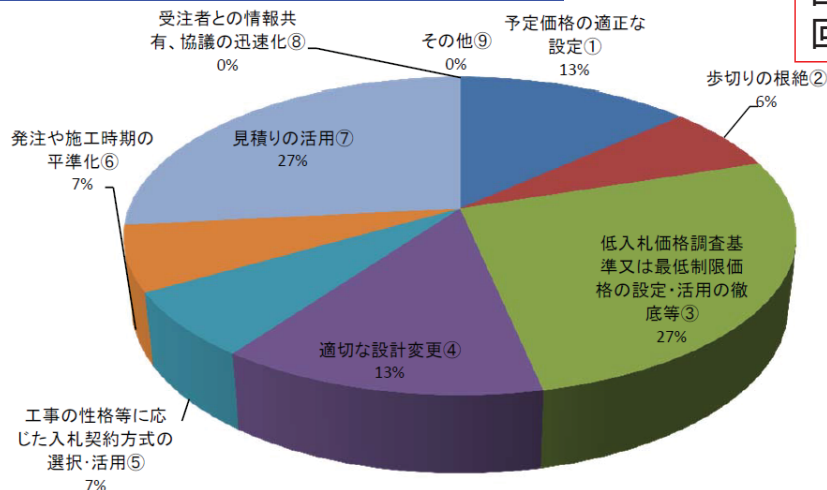
⑨ その他

- ・情報を共有すること等により、情報公開の取り扱いについて意思疎通を図りたい

発注関係事務運用のアンケート結果について

国、県からの支援を依頼したい項目について (愛媛県)

回答支援依頼有 7団体
回答支援依頼無 13団体



【市町の意見】

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

- ・低入札調査の案件が少なく、国及び県がどのような流れで調査、質疑等を行い最終判断をしているのか教えて欲しい
- ・算出方法が適正か判断出来ない

④適切な設計変更

- ・設計変更ガイドラインを作成したいので指導をお願いしたい

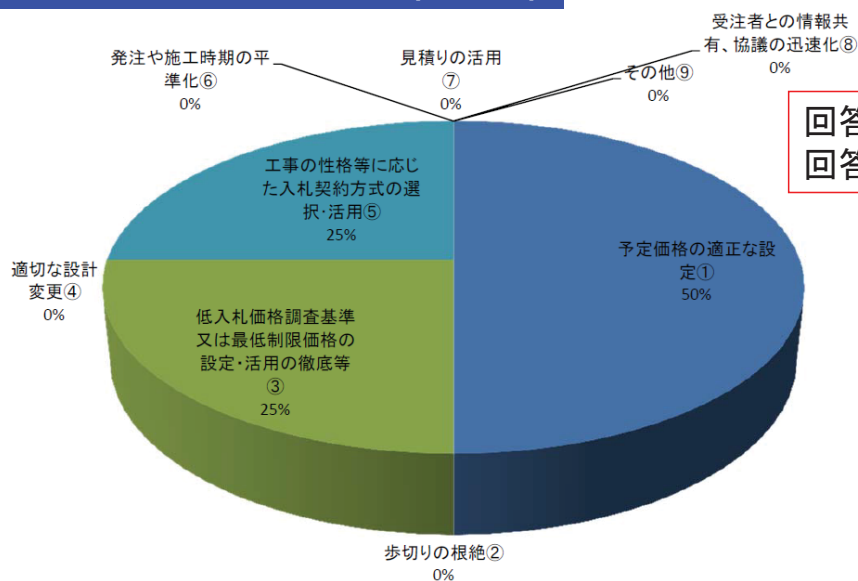
⑦見積りの活用

- ・見積もりを活用する際の指針若しくは例を記載したガイドラインの作成を望む
- ・見積もりで積算したものについての情報公開請求に対する対応方法について教えて欲しい

発注関係事務運用のアンケート結果について

国、県からの支援を依頼したい項目について (高知県)

回答支援依頼有 3団体
回答支援依頼無 29団体



【市町村の意見】

①予定価格の適正な設定

- ・工種によっては該当するものが無く苦慮している
- ・土木、土地改良、建築において、工種・工法及び設計額に応じた適用歩掛の選択が安易に行えるよう工事の概要や規模ごとに参考歩掛(積算基準等)を整理、紹介してほしい

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

- ・最低制限価格を公契連モデルで算定し事後公表しているが、算定した金額を予定価格の10/7から10/9の範囲内で入札前に変更することは可能か

⑤工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- ・各市の総合評価方式の同種・類似工事の施工実績の適用基準について教えて欲しい。

徳島県部会資料

徳島県公共工事品質確保支援連絡会議

徳島県公共工事品質確保支援連絡会議（平成21年2月1日設立）

県部会：「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領第7条の県部会の業務を行う

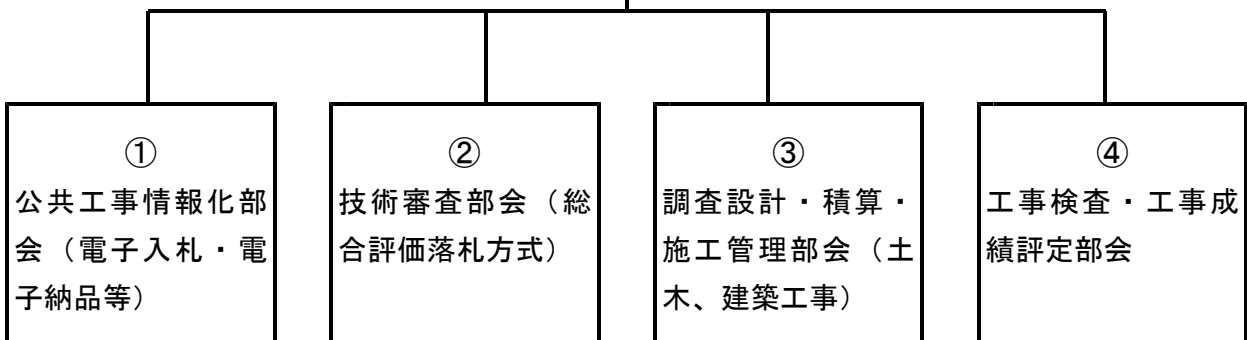
会 長：徳島県県土整備部長

会 員：徳島県、24市町村、(公財)徳島県建設技術センター

※県部会に関する業務は、国土交通省四国地方整備局を会員に加える

<部

会> 共通部会長：徳島県県土整備部建設管理課長



①
公共工事情報化部会
(電子入札・電子納品等)

②
技術審査部会 (総合評価落札方式)

③
調査設計・積算・施工管理部会 (土木、建築工事)

④
工事検査・工事成績評価部会

参加希望市町村

事務局

徳島県県土整備部建設管理課・出納局工事検査課

発注関係事務の実施状況 (H27. 5調査時)

■徳島県内「24市町村」の取り組み状況

(1) 予定価格の適切な設定

①資材単価			
定期2回(4・10月) (臨時改定有り) ※県と同じ	定期2回(4・10月等)	定期3回以上(臨時改定有り)	定期2回(補助) 定期4回(単独)
14	7	2	1

②労務単価
定期1回(通常4月) ※県と同じ
24

③工期の設定方法			
「積み上げ」を基本 標準的な工事は工種別早見表 ※県と同じ	積み上げ	工種別早見表	その他 (早見表を補正、任意設定)
12	2	8	2

(2) 歩切りの根拠

「設計書金額」=「予定価格」等 ※右記以外	慣例・財政健全化のため 設計書金額から減額して予定価格 を設定
12	12
H27.7国フォローアップ調査時 24 ※見直し予定含む	H27.7国フォローアップ調査時 0

(3) 最低制限価格(又は低入札価格調査)制度の適用

全ての工事で適用 (入札に付する全ての工事) ※県と同じ	必要に応じて適用
22	2

(4) その他

①工事費内訳書の提出の義務づけ		②共通仕様書・ 施工管理基準等
有り ※県と同じ	無し (義務づけを予定、検討中)	「国又は県」に準拠して 作成・使用
15	9	24

市町村との協力と支援

徳島県

(職員の技術力の維持・向上と業務の効率化)

職員の技術力維持 (継続研修等)

- ◆ 徳島県公共工事品質確保支援連絡会議
※ 県・市町村・建設技術センター
・ 入札契約制度等説明
・ 積算講習
- ◆ 工事検査・成績評定の臨場検査
- ◆ 土木技術職員研修
※ 新規・新任職員対象
- ◆ 電子入札システム初任者研修

市町村職員に
研修の場を提供

各職員の 技術力の 維持・向上

職員の技術力向上 (実情に応じた研修等の拡充)

- ◆ 専門研修(道路・河川等)の導入
- ◆ 実務的な測量実習
※ 若手技術者対象
- ◆ 土木構造物実習
※ 四国地整(四国技術事務所)
- ◆ 土木技術・業務発表会
- 市町村要望等を受けて研修内容を
拡充

市町村との 協力と支援

システムの共同利用等

- ◆ 徳島県電子入札システムの共同利用
※ 現在は県内7市1町で実施(随時拡大中)
- ◆ 入札参加資格審査申請書の共同受付
・ 共同受付窓口(徳島県)⇒市町村
- ◆ 発注見通しのHPリンク
- ◆ 共通仕様書・設計変更ガイドライン・
工期算定要領などの参考送付やアドバイス

発注業務の支援

- ◆ 橋梁の点検業務の一括発注(積算～成果検査)
・ 徳島県建設技術センター(H26から実施)
- ◆ 公共施設耐震化支援(基本計画～入札～工事)
・ 市町村公共施設耐震化支援センター(H20設置)
- ◆ 技術者人材クラスター(徳島県建設技術センター)
・ 県OB技術者等
- ・ 県職員の講師派遣(一級建築士) * 検討中
- ◆ 総合評価の県職員への意見聴取(簡素化)
- ◆ 設計単価改定等情報の提供

少数職員で 可能な 発注業務体制の 構築

市町村要望の把握し支援
(四国品確協県部会等)

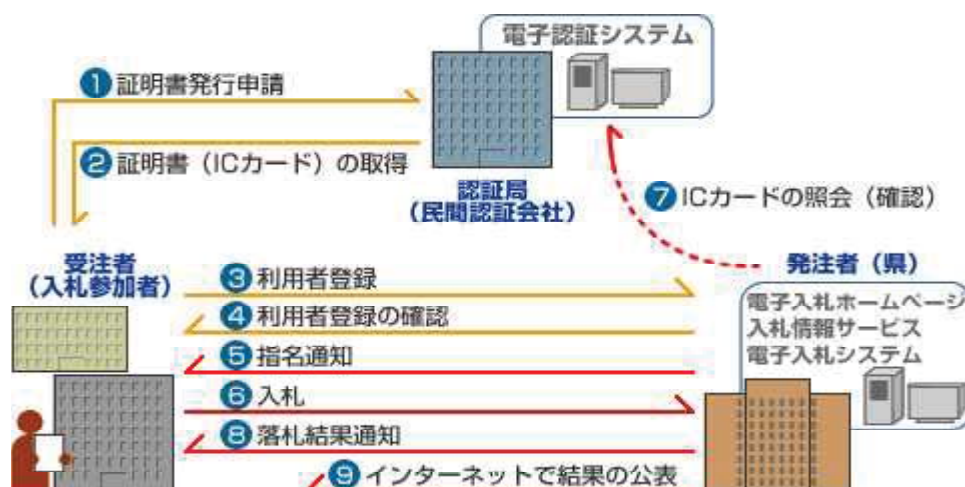
徳島県電子入札システムの共同利用について

1. 概要

電子入札とは、従来、紙により行っていた入札手続をコンピュータとインターネットを利用して電子的に行うものです。

徳島県では、県が開発した電子入札システム「徳島県電子入札システム」を市町村に共同利用していただくことで、市町村の電子入札導入を支援しています。

○電子入札の仕組み



2. 徳島県電子入札システムのポイント

◇ポイント1◇ 多様な入札方式に幅広く対応

工事やコンサル業務における指名競争入札や一般競争入札に対応し、多様なケースでの電子入札が実施可能

◇ポイント2◇ 他の業務システムとのデータ連携が可能

契約管理システムや業者管理システムなど他の業務システムで管理されているデータを電子入札システムと連携可能

◇ポイント3◇ クラウドシステムにより大幅な業務改善を実現

入札業務の電子化による作業効率化に加えて、クラウド化によりシステムの保守が不要であるため、システム管理にかかる負担を大幅に軽減

◇ポイント4◇ クラウド化により安心して利用できる高品質

国内最高水準の安全性・信頼性と豊富な運用実績を持つデータセンターによる安心して安全な運用

3. 徳島県電子入札システム共同利用のメリット

◇メリット1◇ 電子入札導入によるメリット

①競争性の向上・透明性の確保

- ・発注情報などの情報が入手しやすくなり、競争性が量的に増加する。
- ・入札参加者が一堂に会することがなくなるため、談合の抑止となる。

②業務改善効果

- ・書類作成労力の軽減
- ・自動処理による事務処理の迅速化
- ・入札会場の準備など入札の執行に要する労力の削減

③コスト縮減

- ・①による落札額の低下
- ・②による人件費の削減、管理経費の削減
- ・印刷費・郵送料など紙文書作成経費の削減

◇メリット2◇ 県システムの共同利用によるメリット

①開発経費不要・迅速なシステム導入

- ・県が開発したシステムをそのまま導入するため、初期開発経費が不要
- ・単独で開発する場合、導入までに相当の期間が必要となるが、共同利用であれば短期間で導入が可能

②システム運用経費の削減

- ・システムの運用保守は、県が一括して行い、市町村からは利用規模等に応じた負担金を納入いただくのみであるため、運用経費が抑えられる。
- ・サーバ管理や障害対応等のメンテナンス経費が不要

③入札参加者の負担軽減

- ・県の入札に参加している業者は、同じ操作環境で入札に参加できる。
- ・県の入札に用いるICカードをそのまま利用できる。

電子入札及びCALS/EC（公共事業支援統合情報システム）に関するお問い合わせ先
徳島県 県土整備部 建設管理課 技術企画担当
電話 088-621-2628 / ファクシミリ 088-621-2864

香川県部会資料

香川県部会 発注者支援の取組み 1/2

※ 香川県部会 設立:平成27年2月2日 第1回部会:平成27年5月18日

1. 市町の状況について

	□実施or策定or有	□無
総合評価方式の実施	15	2
工事成績評定の実施	8	9
監督技術基準の策定	9	8
技術検査基準の策定	10	7
県に対する相談・サポートの要望	13	4
県工事への臨場希望	14	3

※ アンケート調査結果
(平成27年2月)

2. これまでの取組みについて

① 県が行う支援

- ・「香川県公共工事契約業務連絡協議会」の開催
全市町が参加し、契約関係事務に係る情報を共有化
- ・市町の総合評価委員会に委員として県職員を派遣
平成26年度は、9市町から委嘱（平成27年度は4市町(8月時点)）

② 国と県が行う支援

- ・市町ヒアリング
平成25年度は1市1町で実施し、各市町の抱える課題等の現状について聞き取り

③(公財)香川県建設技術センター

- ・県・市町建設技術職員研修
平成26年度は、17回開催し、のべ250名の市町職員が参加
(平成27年度は、6月末時点で7回開催し、のべ76名の市町職員が参加)
- ・施工管理等業務受託事業、土木建設技術職員アドバイザー事業等

1

香川県部会 発注者支援の取組み 2/2

3. 平成27年度の香川県部会の活動状況(新たな取組)について

①市町用相談窓口を、県庁内及び各土木(総合)事務所に設けた。

- ・入札・契約に関すること : 土木監理課 課長補佐
- ・技術的なこと : 各土木(総合)事務所の防災・監督主幹、
技術企画課 課長補佐(県庁各課の窓口)
農村整備課 課長補佐(農業土木に関すること)

⇒ 8件の問い合わせがあった(8月26日時点)

② 各種技術基準等に関する支援

基準等の策定の一助となるよう、国や県の基準が掲載されているHPを紹介するなど、策定する際の参考としてもらい、要望があれば個別に説明を行う。

- ・総合評価落札方式の運用ガイドライン
- ・監督技術基準、技術検査基準 など

⇒ 県の基準等を一覧表に整理し、各市町へ送付(6月)

③ 県の工事(竣工検査)への臨場

専門的知識の習得や技術力向上のため、竣工検査に臨場していただく。

- 対象者 : 県内の市町職員(各回、数名程度)
- 対象工事 : その都度連絡(年間、各土木(総合)事務所で1工事程度)
- 実施期間 : 9月～11月(予定)

⇒ 9月は、2件の竣工検査で実施する予定

2

平成27年度

愛媛県部会における発注者支援の取り組みについて

目 次

- 市町における発注関係事務の実施状況
- 愛媛県部会における発注者支援の取り組みについて
 - ・各発注者で検討を行う事項
 - ・発注者支援・発注者間の連携の状況
- 取り組み事例



愛媛県イメージアップ
キャラクター「みきゃん」

愛媛県部会における発注者支援の取り組みについて



愛媛県部会のスケジュール

- ・第1回 平成27年7月10日 取り組み方針等
- ・第2回 平成27年10月頃（四国品確協議会幹事会の開催前）
各発注者における取り組み状況中間報告

市町における発注関係事務の実施状況(20市町)

○発注関係事務の実施状況

必ず実施すべき事項

① 予定価格の公表	20市町	公表 100%
② 歩切りの根絶	20市町	済 100%
③ 低入札価格調査基準価格の設定	20市町	導入済 100%
④ 最低制限価格の設定	19市町	導入済 95%

⑤ 適切な設計変更 設計変更のガイドライン等の策定	2市町	未策定 90%	策定 10%
------------------------------	-----	---------	--------

実施に努める事項

⑥ 三者会議の実施の有無	4市町	未実施 80%	実施 20%
--------------	-----	---------	--------

⑦ ワンデーレスポンスの実施の有無	3市町	未実施 85%	実施15%
-------------------	-----	---------	-------

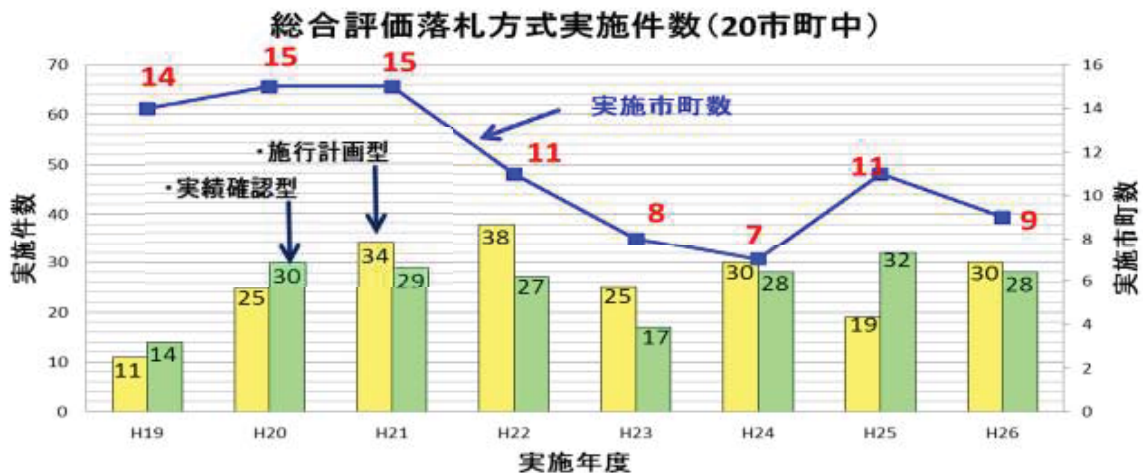
市町における発注関係事務の実施状況(20市町)

○その他入札契約の適正化の取り組み状況

① 一般競争入札の導入	19市町	導入済 95%
-------------	------	---------

② 総合評価方式の導入	20市町	導入済 100%
-------------	------	----------

③ 総合評価実施状況 (H26)	9市町	未実施55%	実施済 45%
------------------	-----	--------	---------



平成27年度に各発注機関で検討を行う事項

現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。

①適正な工期設定

不稼働日数を踏まえた適正な工期設定に努める

②適切に設計図書の変更(金額及び工期)

設計変更ガイドライン等を活用し設計変更のルールを受発注者で共有する

③三者会議の実施 設計思想の伝達及び情報共有を図る

④ワンデーレスポンスの実施

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める

⑤総合評価落札方式の実施拡大

各市町の要綱に基づき、年1件は実施することを検討

小規模な工事について簡易に評価できる「簡易実績型」の採用について検討

発注者支援の状況

- ・研修等による技術力向上 設計積算・工事検査・発注業務等、実務に即した研修の実施や県工事への工事検査臨場等
- ・発注者業務支援による負担軽減 県の総合評価意見聴取の場の活用、電子入札共同利用、建設技術センター等の外部機関による検査補助等
- ・市町工事や業務の受託による技術者不足対策 高度な技術を要する工事や橋梁等の市町管理施設の点検業務等を県が受託し発注する
- ・市町職員受け入れによる技術力向上 現在は宇和島市から2名、伊予市から1名受け入れ
- ・品確法相談窓口の設置(平成27年7月1日 通知) 県庁及び5事務所に設置

【市町支援・連携の状況】

項目	内容	※実施状況はH26年度	
		支援機関	備考
設計・積算	・土木職員技術研修 年2回 前期15人 後期14人 (公共工事の品質確保、測量実習、設計演習 等)	愛媛県 NPO愛媛県建設技術支援センター	県主催
	・県市町職員技術研修会年2回前期146人後期16人 (積算基準、災害復旧実務講習、土木設計演習 等)	愛媛県 NPO愛媛県建設技術支援センター	愛媛県土木協会 主催
工事の検査	・工事検査補助	NPO愛媛県建設技術支援センター	
	・工事成績評定研修(県と市町職員による模擬評定研修)(年1回 14市町 19人)	愛媛県	県主催
	・工事検査実地研修(県の検査に市町職員が臨場)(8市町 27人)	愛媛県	県主催
公共工事品質確保	・品確法相談窓口(総合評価などの入札や、工事発注業務に関する相談窓口)(県庁及び5出先機関に設置)	愛媛県	
発注業務等	・入札制度や、積算基準に関する情報提供	愛媛県	
	・総合評価の技術評価について、学識経験者の意見聴取への協力(機会を提供 年1~2回)	愛媛県	
	・工事・委託業務工事成績評定システムの提供(愛媛県版)	愛媛県	
	・電子入札共同利用システム(県、8市町)H26.7~	愛媛県・市町の協働連携	
市町工事・業務の受託	・高度な技術を要する橋梁工事を県が受託し施工(宇和島市から受託(九島架橋事業)) ・市町の道路施設を県が受託により点検(4市町)	愛媛県	
維持管理業務の連携	・島内の県道のパトロールを町に委託(上島町) ・降雪時の道路の交換除雪の実施(大洲市)	愛媛県、市町	
職員の受け入れ	・技術力向上のため、県の出先機関へ市町職員を受け入れ (宇和島市 2名(九島架橋受託工事)、伊予市 1名 県へ出向)	愛媛県	
地域技術者リーダー育成	社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座開催(年1回30名程度、10日間)平成26年度から本格実施	愛媛大学、国、県、市町、民間等	

発注者間の連携

発注見通し情報の共有

ホームページ上での公表及びリンク（国・県・市町間実施済）

えひめ電子入札共同システムの導入

平成26年7月から実施：県と8市町、平成27年度 2市町導入予定

市町キャラバンの実施

平成27年8月現在 7市町実施

- ・ニーズの把握
- ・総合評価の実施拡大
- ・えひめ電子入札共同システムの導入拡大

平成27年度：市町の声（市町キャラバン結果）

- 総合評価落札方式の実施について
 - ・総合評価は手間と時間がかかるというイメージを職員が持っている。
 - ・委員への意見聴取について、県の意見聴取の場を活用してほしい。
- 電子入札共同システムについて
 - ・小規模な企業はまだ入札書を手書きしている状況なので、小規模な企業に対する配慮が必要。対応事例があれば参考にしたい。
- 積算システムの共有化について
 - ・災害時の応援において、積算システムが同じであることは大変重要であり、システムの共有化を検討してほしい。
- 技術職員の確保について
 - ・採用の募集をしても、受験者がいない状況が何年か続いており、技術職員の確保が課題。

6

取り組み事例 『研修等による技術力向上』

＜愛媛社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）養成講座＞

【目的】安全・安心な社会を下支えする「地域のインフラ再生を担う中核的人材」を育成

- 適切な維持管理を担う技術者
- 防災に精通した技術者（地震・豪雨災害）
- 技術と知識に基づく人的ネットワークの形成（産官学連携）

【体制】愛媛社会基盤メンテナンス推進協議会

構成：33団体

- 学：愛媛大学防災情報センター、愛媛大学工学部
- 官：四国地方整備局、愛媛県、県内全市町（20市町）
- 産：西日本高速道路(株)四国支社、愛媛県建設業協会、愛媛県土木施工管理技士会、建設コンサルタツ協会四国支部、愛媛県測量設計業協会、四国地質調査業協会愛媛支部 等

【平成26年度養成講座の実施状況】

- ▶ 期 間：平成26年10月27日～31日、平成26年11月17日～21日〔10日間〕
- ▶ 参加者：国1名、県2名、市町9名、建設業者3名、建設コンサル11名
合計 26名
- ▶ 場 所：愛媛大学
- ▶ 対象工種：橋梁、地盤構造物、舗装、トンネル、河川構造物、上下水道

【実施状況】

講義



フィールドワーク〔橋梁、トンネル〕



取り組み事例 『市町工事や業務の受託等による技術者不足対策』

＜市町の道路施設を県が受託により点検＞

【現状と課題】

- 道路管理者である県及び市町は、周期的に点検を実施するメンテナンスサイクルを回していく必要があるが、点検業務には高度な技術力とマンパワーを必要とするため、市町における人員不足、技術力不足の課題について、県と市町が一体となって解決を図っていく必要がある。

【連携・一本化の取組】

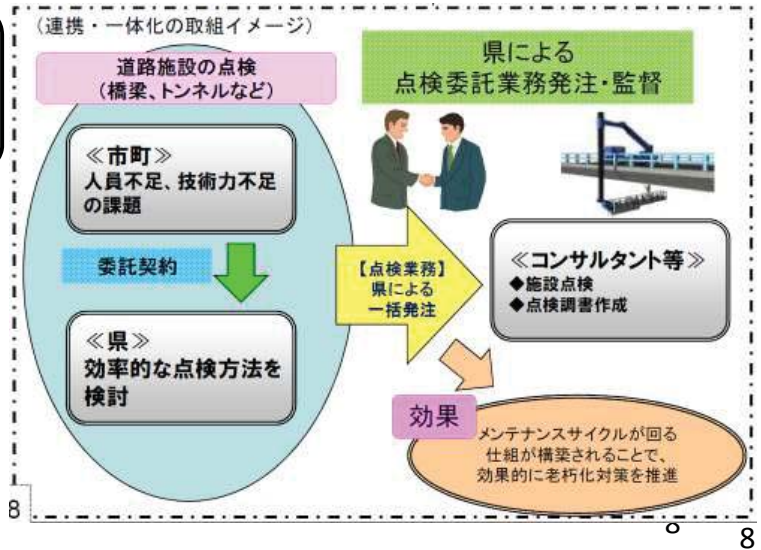
- **要請がある市町の道路施設の点検を県が地域単位で一括発注。**

【平成26年度における点検受託実績】

4 町 橋梁 54橋

【平成27年度における点検受託予定】

9 市町 橋梁 334橋
トンネル 2箇所



取り組み事例 『市町工事や業務の受託等による技術者不足対策』

＜道路パトロールの受委託、交換除雪、情報提供・窓口の一元化 (モデル的取り組み)＞

【モデル的取り組み】平成24年度～

➤ **道路パトロールの受委託(1町)**

町内の県道4路線について、県からの委託により、町が県の土木施設パトロール実施要綱及び道路パトロール実施要領に準じて、月2回道路パトロールを実施。

➤ **降雪時の道路の交換除雪(1市)**

県管理道路(国道441号線、河辺小田線、肱川公園線)と一体となって地域の道路ネットワークを担う市道4路線の一部を県が一括して除雪。また、上記市道を補完する役割を担う県管理道路部分については、市が除雪。

➤ **道路の異常等の情報提供、窓口の一元化(1市)**

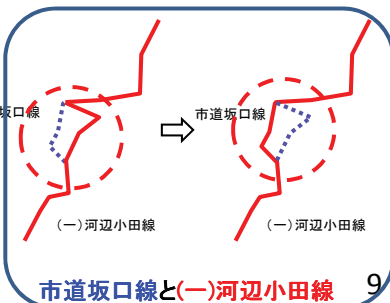
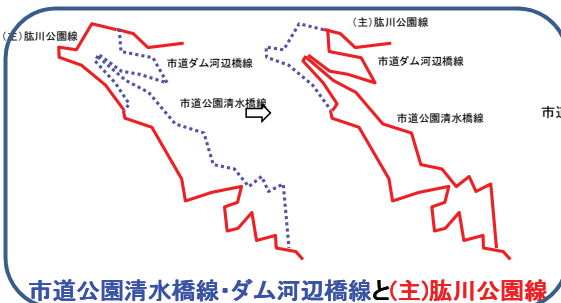
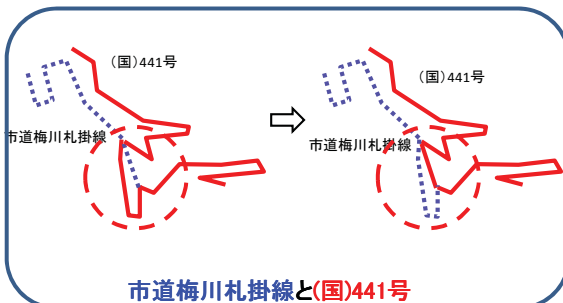
県と松山市の間で、日常の道路パトロール業務で、管理主体が異なる道路の異常(破損、劣化等)を発見した際は、随時、相互に情報提供。その際の窓口を一元化し、確実な情報伝達体制を構築。

【取組による効果】

- 効果的・効率的な維持管理
- 維持管理経費の削減
- 道路ネットワークの機能強化

➤ 降雪時の道路の交換除雪(モデル的取組:3地区)

[実線:県 点線:市]



発注関係事務の実施状況 平成27年度取り組みについて

四国地方公共工事事業品質確保推進協議会 高知県部会



県・市町村の発注関係事務の実施状況(実施すべき事項)



1 予定価格の適正な設定

	県	市町村
最新の積算基準の適用	○	○ (34/34)
最新の労務・資材単価等の適用	○	○ (34/34)

2 歩切りの根絶

	県	市町村
歩切りの根絶	○	○ (34/34)

※設計書金額と同額: 26/35団体、端数の切り下げ: 8/35団体
その他: 1/35団体

3 予定価格の事後公表

	県	市町村
予定価格の事後公表	△	△ (20/34)

※全工事で事後公表: 21/35団体、一定額以上で事後公表: 10/35団体
全工事で事前公表: 2/35団体、その他: 2/35団体

4 ①低入札調査基準価格又は②最低制限価格の適用

	県	市町村
①②ともに適用	○	6/34
②のみ適用	—	26/34
その他(適用なし等)	—	2/34

※中央公契連モデル: 24/33団体、中央公契連モデル以外: 9/33団体

5 適切な設計変更

(1) 県の実施状況

「設計変更に関する事務取扱い要領」により実施

- ・施工条件と実際の工事現場が一致しない場合など、契約書に基づき適切に設計変更を実施。
- ・上記に伴い必要となる工期の確保についても適宜対応。

※ガイドラインの策定については検討中

(2) 市町村の実施状況

- ・基準あり又は県に準ずる : 27/34団体
- ・基準なし : 6/34団体
- ・その他 : 1/34団体

6 総合評価落札方式の採用について

(1) 県の実施状況

【工事入札方法】			【委託業務入札方法】		
入札方法区分	工事の金額	総合評価方式	入札方法区分	委託業務の金額	総合評価方式
一般競争	5,000万円以上	総合評価	一般競争	5,000万円以上	総合評価【試行】の適用可能
	5,000万円未満 ～ 3,000万円以上	総合評価の適用可能 5,000万円未満～		一般競争又は指名競争	
一般競争又は指名競争	3,000万円未満	1,000万円以上	1,000万円未満		

(2) 市町村の実施状況

- ・ 制度化し適用 : 13/34団体
- ・ 制度化しているが適用なし : 8/34団体
- ・ 制度化していない : 12/34団体
- ・ その他 : 1/34団体

4

7 発注・施工時期の平準化

(1) 県の実施状況

- ・ 繰越(翌債)制度の活用
- ・ 債務負担行為、ゼロ県債の活用(建設業活性化プラン)
- ・ 柔軟な工期設定(余裕工期、工事開始時期の調整など)

(2) 市町村の実施状況

- ・ 対応あり : 16/34団体
- ・ 対応なし : 17/34団体
- ・ その他 : 1/34団体

5

高知県部会の開催

- ・第1回 平成27年7月23日
取り組み方針(案)の提案等
- ・第2回 平成27年11月ごろ(予定)
運用指針の「実施に努める事項」の取組方針について議論
- ・平成28年度 第1回 高知県部会
各発注者による「平成28年度取組方針」について、とりまとめを行い報告

6

(1)担い手育成・確保のための取組み

改正品確法の基本理念(※)にのっとり「発注者責務」を果たすため、発注者の体制や受注者側の実情など、地域の実情に即した取組みを実施する。
※工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

平成27年度に各発注機関で検討を行う事項(提案)

- ①ダンピング対応
 - ・最低制限価格の設定の最適化
- ②適切な設計変更
 - ・設計変更に関する基準の策定
 - ※高知県においては、設計変更ガイドラインの策定を検討
- ③発注・施工時期の平準化等
 - ・繰越制度、債務負担行為の活用
 - ・柔軟な工期設定(余裕工期、工事開始時期の調整など)
- ④受発注者間の情報共有
 - ・三者会議(設計思想の共有、設計変更対応の明確化)
- ⑤総合評価落札方式の実施
 - ・当該方式の必要性を含め、実施に向けた検討を行う。

7

(2)発注関係事務の支援等

①発注者支援業務

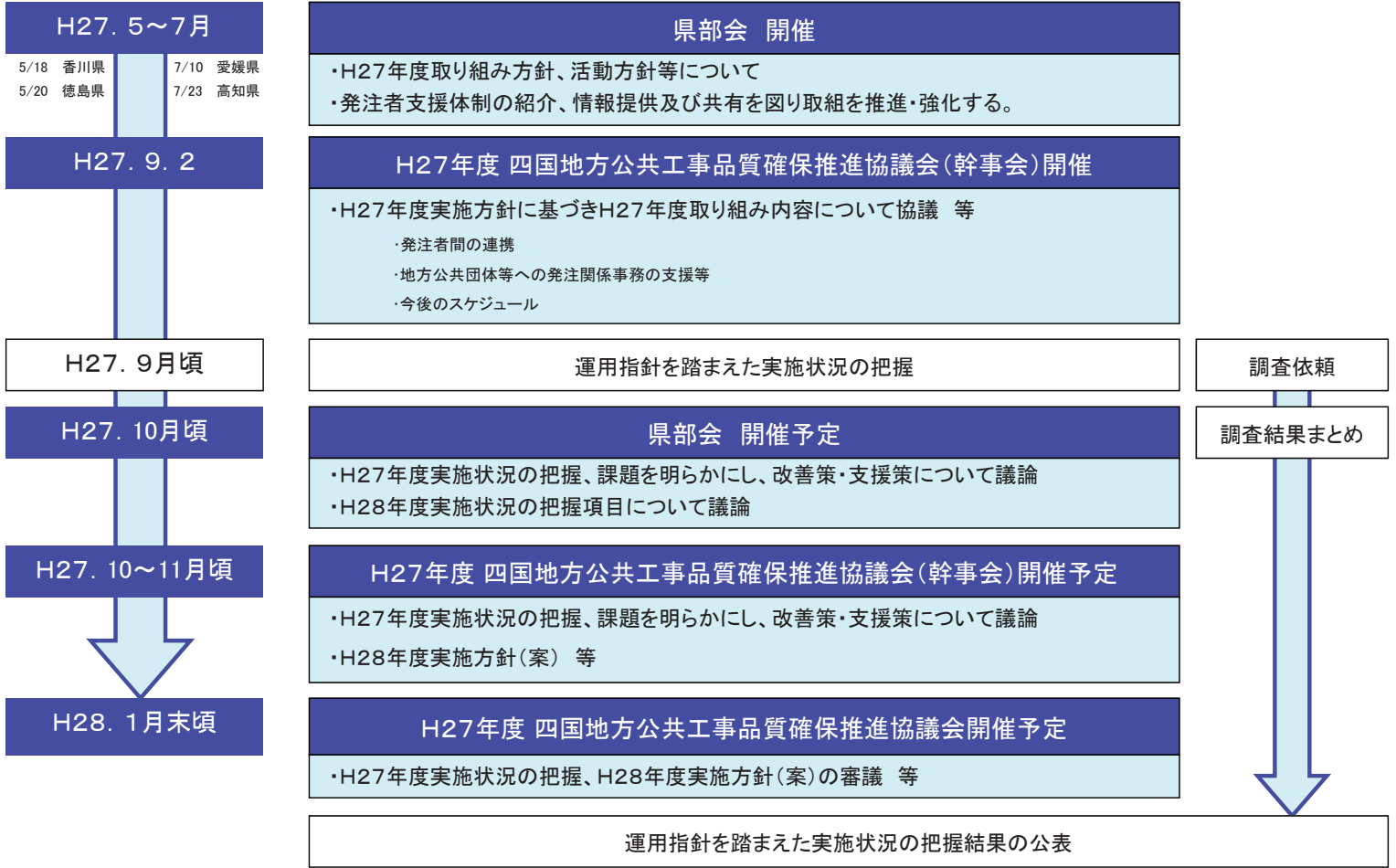
- ・「公益社団法人高知県建設技術公社」による発注者支援
※積算、施工管理、技術審査(総合評価)、研修等
- ・県及び市町村職員を対象とした説明会(積算・施工管理等)の開催(毎年)
- ・各種基準、要領等の情報提供(イントラネット)
- ・工事成績評定表の提供
- ・品確法運用指針に関する相談窓口の設置(土木部建設管理課内)

②課題・対応方針等

県内市町村は、県中心部から沿岸地域・中山間地域まで広く存在しており、その規模・体制の差が大きい。また、地域の実情などから、運用指針に係わる取組みについても、その必要性の度合いが多様であることから、一様に取組方針などを設定することが困難である。このため、地域の実情を踏まえた施策の策定・実施について、県部会で議論する必要がある。

3) 今後のスケジュール

協議会のスケジュール(案)について

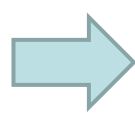


積算システムのアンケート結果について

積算システムのアンケート結果について

改正品確法第22条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」

現在及び将来の公共工事の品質確保ならびに、**その担い手の中長期的な育成・確保のための必要な利潤を確保するため、適正な予定価格の設定が重要。**



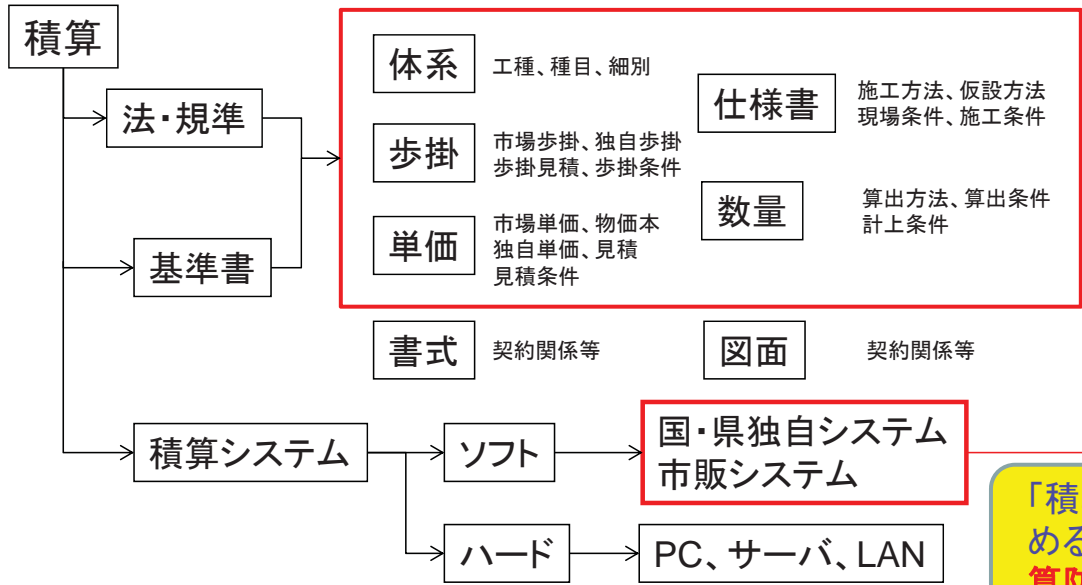
・最新の施工実態等を踏まえた積算基準をはじめとする積算体系や単価等の更新が必要である。
・これらを一体として更新・情報を共有する方法の一つとして、**「積算システムの共有化」**の検討を進めている。

積算とは、

歩掛(材料費・労務費・機械経費など)に基づき工事費を構成する費用を積み上げ、全体の工事費を計算する方法



共有化を目指す方向性は...



予定価格に直結しており国、県、市町村独自の基準を使用している項目

積算システムの共有化として目指す項目

「積算システム」の共有化を進めることにより不調・不落や違算防止にも寄与する

積算システムのアンケート結果について

発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)平成27年1月30日

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 事務局

【指針本文】

www.mlit.go.jp/common/001068445.pdf

(2) 発注者間の連携強化

(工事成績データの共有化・相互活用等)

技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、業務・工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。

最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。また、新規参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した**工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用**に努める。

工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により**評定項目、評定方法の標準化**を進める。また、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する**成績評定・要領等の標準化**に努める。

各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

3-2

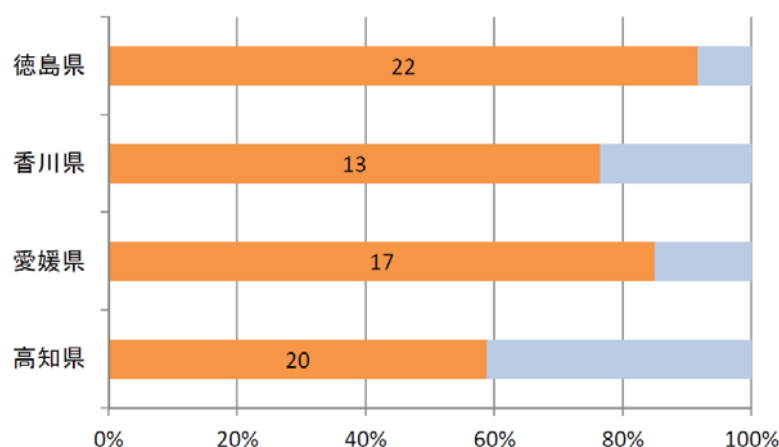
積算システムアンケート結果について

設問Ⅰ 回答者の属性について

所属する地方自治体

○市町村	72/95	団体	(回収率 76%)
徳島県	22/24	団体	(回収率 92%)
香川県	13/17	団体	(回収率 76%)
愛媛県	17/20	団体	(回収率 85%)
高知県	20/34	団体	(回収率 59%)

アンケートの回答状況(95市町村)



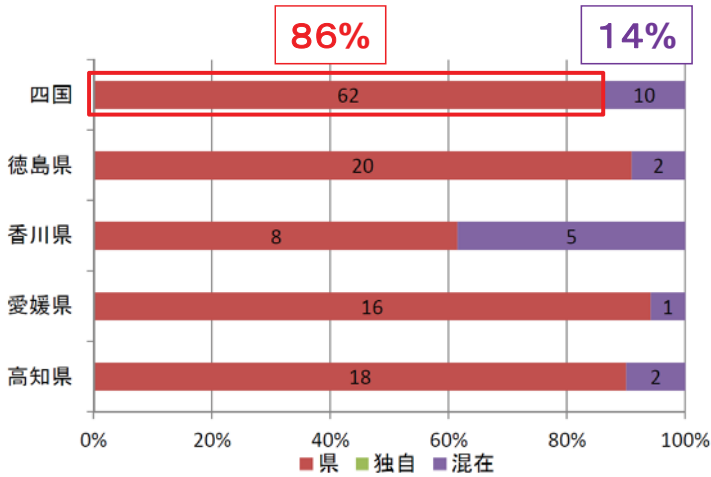
3-3

設問Ⅱ 施工パッケージ型積算方式の適用拡大の検討について

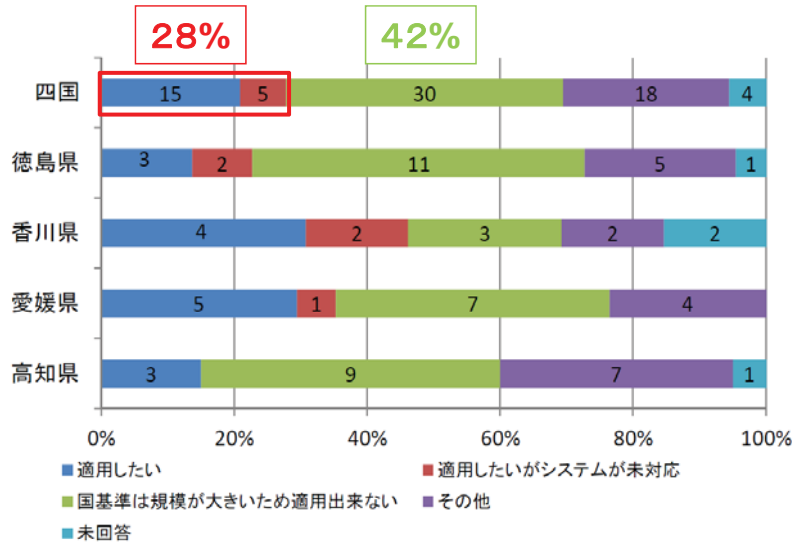
積算実態の把握、自治体の意向、施工パッケージ適用拡大の課題

○積算基準について、県の基準を準用している割合は**86%**。国・県・独自の混在は**14%**程度。
 ○国基準への適用の意思がある割合は**28%**。「国基準は規模が大きいため適用できない」は**42%**。
 →回答:市町村レベルの規模の実態調査を反映させなければ小規模工事に適用できない

積算基準はどのように設定されているか



国基準の適用をする考えはあるか

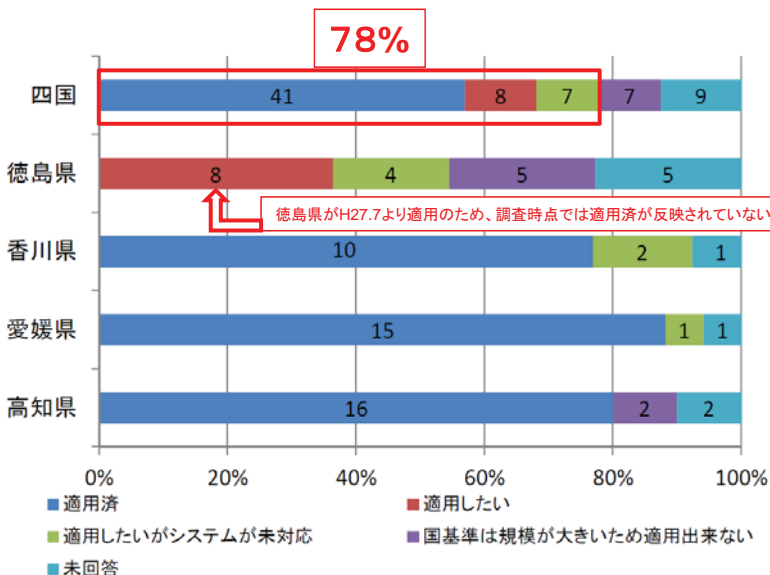


設問Ⅱ 施工パッケージ型積算方式の適用拡大の検討について

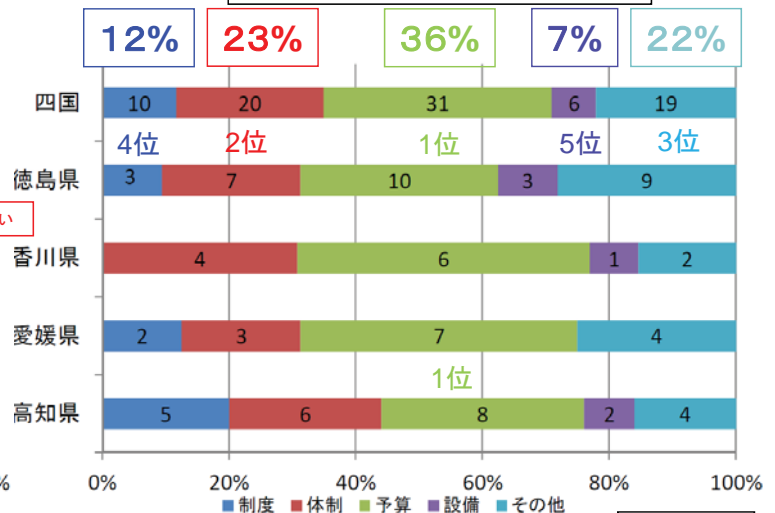
積算実態の把握、自治体の意向、施工パッケージ適用拡大の課題

○施工パッケージ型積算方式の適用済若しくは適用の意向がある割合は**78%**。
 ○適用拡大の課題として、予算、次に体制を挙げている自治体が多い。
 →回答:システム更新の予算がない。(4県とも予算が課題として一番多い。)
 →回答:積算の担当者が不足。

施工パッケージ型積算方式を適用する考えはあるか



施工パッケージを適用する場合の課題や要因について



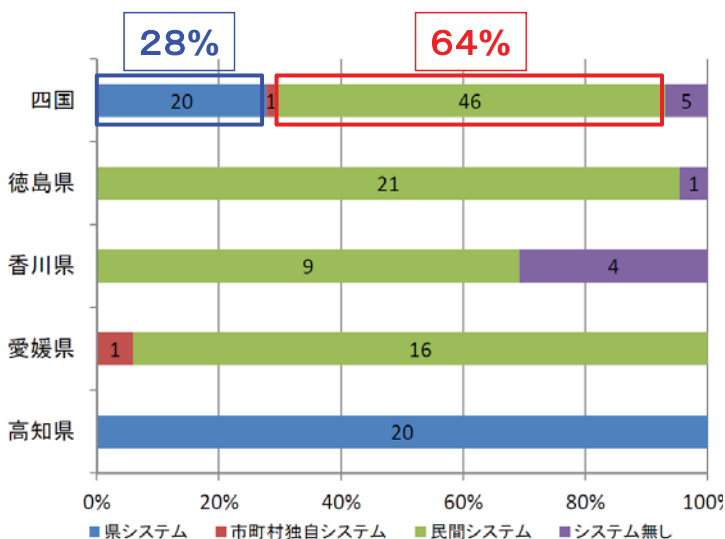
複数選択含む

設問Ⅲ 直轄積算システムの自治体(特に市町村)との共有について

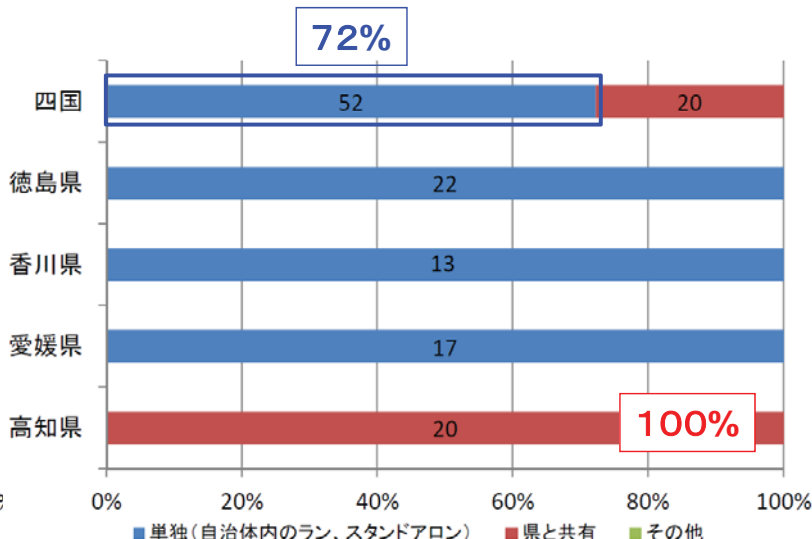
積算実態の把握、自治体の意向・支援等の要望

○積算システムについて、民間システムが占める割合は**64%**。次に県システムが占める割合は**28%**。
 ○積算システムの県との共有について、高知県は**100%**が県との共有システムを使用。

自治体が使用している積算システムの把握



積算システムのお機関との共有状況

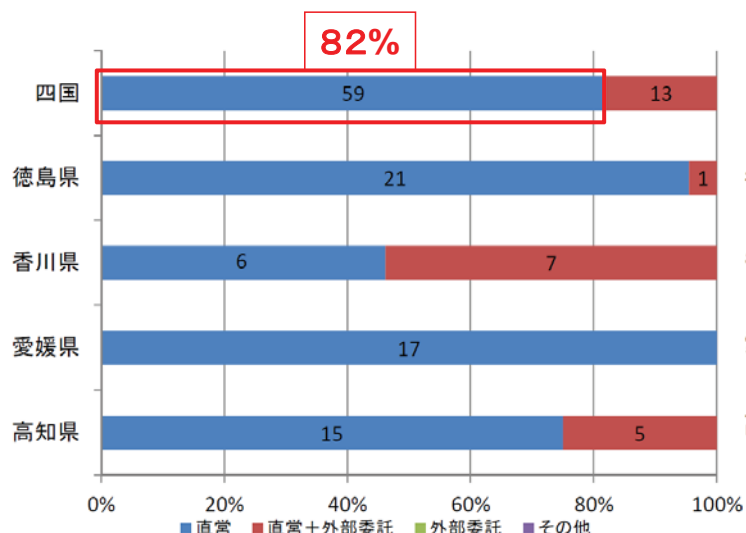


設問Ⅲ 直轄積算システムの自治体(特に市町村)との共有について

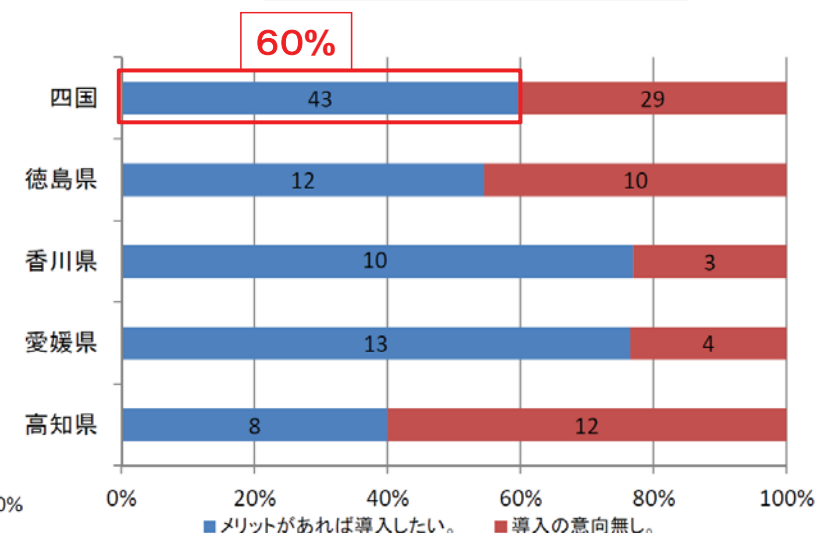
積算実態の把握、自治体の意向・支援等の要望

○直営による設計書作成の割合は**82%**。
 ○直轄システムの意向は「メリットがあれば導入したい」が**60%**。

積算者(設計書作成者)



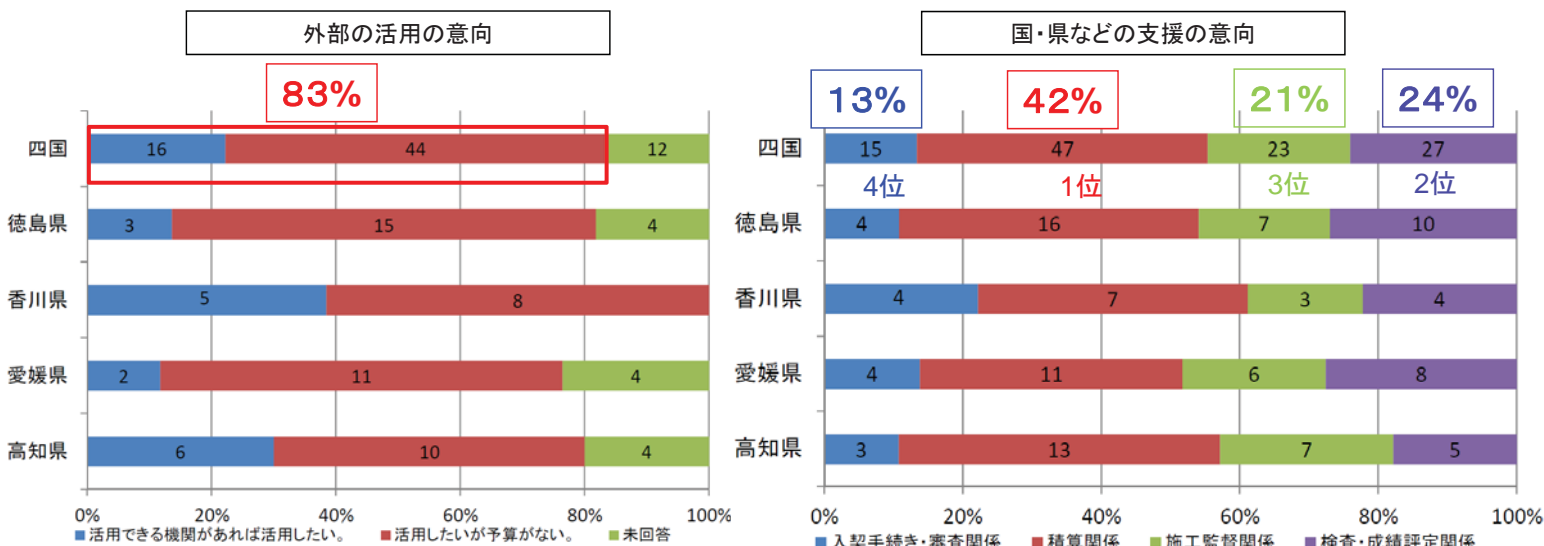
直轄システムの活用の意向



設問Ⅲ 直轄積算システムの自治体(特に市町村)との共有について

積算実態の把握、自治体の意向・支援等の要望

○積算等における外部の活用について、活用の意向がある割合は**83%**。
 ○国・県の支援等の意向については、積算関係が**42%**と大きく占めている。次いで検査・成績評価関係が**24%**。(4県とも積算の支援が一番多くなっている)



複数選択含む

3-8

設問Ⅲ 直轄積算システムの自治体(特に市町村)との共有について

システム共有化の課題

メリット

- システム開発、メンテナンス費用削減
- 積算の効率化
- 単価・歩掛改訂時期統一

デメリット

- 現行からの移行予算の捻出
- システム運用に係る費用負担
- 小規模工事の積算が困難
- 市町単位の独自設定が出来ない事を危惧
- 移行への職員の研修
- 土木以外の適用(上・下水道)

設問Ⅳ 適切な積算実施を目的としたガイドライン整備について

ガイドラインに「反映」させることが望ましい内容

- 適正な価格による積算(適切な単価設定方法)
- 不調・不落対策
- 積算における留意事項(違算防止)
- 小規模工事にも対応できる施工パッケージの導入

その他

- 単価設定が容易な施工パッケージ型積算方式の活用

3-9

積算システムアンケート結果まとめ

施工パッケージ型積算方式の適用拡大

- 市町村レベルの規模の実態調査を反映しなければ小規模工事に適用できないとの考えを持つ自治体が多い（国基準は規模が大きい為、適用できない）
- 施工パッケージ型積算方式の適用の意向はあるものの、システム更新の予算を課題として挙げている自治体が多い。

直轄積算システムの自治体との共有について

- システム開発、メンテナンス費用の削減をメリットとして挙げる自治体があるものの、一方で、現行システムからの移行予算やシステム運用に係る費用負担をデメリットとして挙げる自治体があり、費用に係る部分を危惧
- 小規模工事の適用や市町単位の独自設定、土木工事以外(上下水道)の適用の有無を危惧

ガイドラインの整備について

- 適正な価格による積算(適切な単価設定方法)
- 不調不落対策
- 積算における留意事項(違算防止)

上記をガイドラインに反映させることが望ましいとの意見有り